

第93回経営調査専門委員会「会計基準の見直し等に係る各事業体の対応について」(概要)

地方公営企業会計制度は、平成24年4月1日施行の資本制度の見直しに続いて、地方公営企業法施行令等の改正により、会計基準の見直しとして、「借入資本金」「補助金等により取得した固定資産の償却制度等」「引当金」等、新たな会計基準が平成26年度の予算及び決算から適用(早期適用も可)されることとなった。これに伴い財務諸表の姿が変わり、経営実態の見え方が大きく変わることによって、水道事業の経営のあり方そのものにも影響を受けることが見込まれる。

このため、第93回経営調査専門委員会(平成24年8月29日開催)では、会計基準の見直しに係る項目の中でも特に影響の大きいと想定される事項の対応状況について、事前に各委員(18事業体)を対象としてアンケートを実施(8月22日回答期限)の上、意見交換を行った。

このアンケートの結果については、以下のとおりである。

なお、本協会の主催により平成24年7月下旬から8月上旬にかけて開催した「地方公営企業会計制度等の見直しに関する研修会」でのアンケート結果についても、併せて掲載することとする。

1 第93回経営調査専門委員会アンケート結果

1 補助金等により取得した固定資産の償却制度の変更について

この度の改正では、償却資産の取得に伴い交付される補助金等は、長期前受金として負債に計上し、減価償却見合い分を順次収益化することとされました。

(1) 新制度への移行にあたっては、現在、資本剰余金として整理されている補助金等について、償却資産との対応関係を合理的な方法により整理する必要がありますが、どのような資料に基づき、どのような方法で整理を行うのか教えてください。

【回答要旨】

全ての事業体が、地方公営企業法施行規則第21条第1項の規定により、償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するもの(補助金等)をもって償却資産を取得し又は改良した場合に該当していれば、国・県補助金、工事負担金はもとより、受贈財産評価額、加入金(分担金)等についても、長期前受金勘定に整理することとしている。

これらの補助金等をどのような資料に基づき、どのような方法で整理するかが課題であるが、補助事業実績報告書、固定資産台帳、工事精算書、決算書及びその他決算資料等により、補助金等と償却資産との対応関係が特定できるものについては、個別の資産ごとに整理し、補助金等と償却資産との対応関係が特定できないものについては、取得した資産の取得価額の比を基礎に按分する方法が多数であった。

【各事業体回答内容】

A

補助金等の項目	ひも付けの方法	計算の基礎となる資料
受贈財産評価額	固定資産台帳の財源内訳額の比を基礎に按分する方法	固定資産台帳（財源内訳）
工事負担金	固定資産台帳の財源内訳額の比を基礎に按分する方法	固定資産台帳（財源内訳）
建設補助金 （国県補助金）	固定資産台帳の財源内訳額の比を基礎に按分する方法	固定資産台帳（財源内訳）
給水負担金 （加入金）	受入のあった年度において取得した資産の取得価額の比を基礎に按分する方法	固定資産台帳 各年度の決算書
その他資本剰余金	個別の資産ごとにひも付けを行う方法等	固定資産台帳等

市町村合併により編入した地区の固定資産については個別に整理方法を検討中

B

補助金等の項目	ひも付けの方法	計算の基礎となる資料
全ての資本剰余金	個別の資産ごとにひも付けを行う方法 （ただし、個別の資産ごとにひも付けをできていない資産については、受入のあった年度において取得した資産の取得価額の比を基礎に按分する方法を予定）	固定資産台帳、決算書

C

補助金等の項目	ひも付けの方法	計算の基礎となる資料
国庫補助金	個別の資産ごとにひも付けを行う方法 又は受入のあった年度において取得した資産の取得価額の比を基礎に按分する方法	国庫補助金の事業実績報告書、 決算書及びその他の決算資料
工事負担金	受入れのあった年度において取得した資産の取得価額の比を基礎に按分する方法	決算書及びその他の決算資料
分担金	現在検討中	決算書及びその他の決算資料
受贈財産評価額	個別の資産ごとにひも付けを行う方法 又は受入のあった年度において取得した資産の取得価額の比を基礎に按分する方法	決算書及びその他の決算資料
その他資本剰余金	個別の資産ごとにひも付けを行う方法	決算書及びその他の決算資料

D

補助金等の項目	ひも付けの方法	計算の基礎となる資料
国庫補助金	事業にて取得した資産の取得価額の比を基礎に按分する方法	決算関係資料（内部資料） 固定資産台帳
工事負担金	対象事業ごと（配水管・補助管・その他）にひも付けを行う方法	決算関係資料（内部資料） 固定資産台帳
加入金	全資産の平均減価償却率で総合償却	決算関係資料（内部資料） 固定資産台帳
受贈財産評価額	個別の資産ごとにひも付けを行う方法	決算関係資料（内部資料） 固定資産台帳
寄付金	個別の資産ごとにひも付けを行う方法	決算関係資料（内部資料） 固定資産台帳
その他資本剰余金	全資産の平均減価償却率で総合償却	決算関係資料（内部資料） 固定資産台帳

E みなし償却対象資産については、現行の固定資産台帳でみなし対象になっている補助金等のみ対応関係の把握が可能であるが、それ以外は、対応関係の把握が不可能であるため、合理的な按分方法を用いる。

F 本市では、固定資産と資本剰余金のひも付けを行っていなかった。よって、このひも付け作業から始めることになる。

具体的には、文書の保存年限等の制約はあるが、国庫補助金、一般会計繰入金、工事負担金等に関する文書を可能な限りの調査の上特定したい。

なお、不明なものへの対応については、現在のところ未決定であるが、その対応について議会や利用者に対する説明責任があることを念頭に判断したい。

G

補助金等の項目	ひも付けの方法	計算の基礎となる資料
国庫補助金	補助事業実績報告等を基に、個別の資産ごとに対応関係を整理 上記により整理できない資産は、平成25年度末日における固定資産の比率により按分	補助事業実績報告 工事精算書 固定資産台帳 貸借対照表
工事負担金	工事精算書等の保存年限内に取得した資産は、個別の資産ごとに対応関係を整理 保存年限が経過し資料を廃棄したものは、平成25年度末日における固定資産の比率により按分	工事精算書 固定資産台帳 貸借対照表

受贈財産評価額	個別の資産ごとに対応関係を整理	固定資産台帳
その他使途の不明な資本 剰余金	平成25年度末日における固定資産の比率に より按分	固定資産台帳 貸借対照表

H

補助金等の項目	ひも付けの方法	計算の基礎となる資料
受贈財産評価額	個別の資産ごとにひも付けを行う方法	決算書、振替伝票、固定資産台帳
他会計補助金	個別の資産ごとにひも付けを行う方法	決算書、決算資料、固定資産台帳
国庫補助金、県補助金	個別の資産ごとにひも付けを行う方法	決算書、決算資料、固定資産台帳、補助事業実績報告
加入負担金	受入のあった年度において取得した資産の取得価額の比を基礎に按分する方法	決算書、決算資料
工事負担金	受入のあった年度において取得した資産の取得価額の比を基礎に按分する方法	決算書、決算資料
消火栓設置費一般会計負担金	受入のあった年度において取得した資産の取得価額の比を基礎に按分する方法	決算書、決算資料
その他負担金	個別の資産ごとにひも付けを行う方法	決算書、決算資料、固定資産台帳、伺
保険差益	対応する固定資産は既に除却済	
その他資本剰余金	個別の資産ごとにひも付けを行う方法	決算書、決算資料

上記の方法でひも付けの作業を行っているが、作業結果によってはひも付けの方法を変更する場合があります。

I

補助金等の項目	ひも付けの方法	計算の基礎となる資料
国庫補助金 工事負担金 受贈財産評価額 県補助金 その他資本剰余金	取得した資産の取得価額の比を基礎に按分する方法	決算書（貸借対照表等） 固定資産明細書等
加入金	取得対象資産がないため、ひも付けはなし（資本剰余金のまま）	

J

補助金等の項目	ひも付けの方法	計算の基礎となる資料
国庫補助金	個別の資産ごとにひも付けを行う方法	固定資産台帳等

工事負担金	個別の資産ごとにひも付けを行う方法	固定資産台帳等
受贈財産評価額	個別の資産ごとにひも付けを行う方法	固定資産台帳等
その他用途の不明な資本剰余金	未定	未定

K

補助金等の項目	ひも付けの方法	計算の基礎となる資料
国庫補助金	個別の資産ごとにひも付けを行う方法	補助事業実績報告 固定資産台帳等
一般会計補助金	個別の資産ごとにひも付けを行う方法及び元金償還に充てたものについては、あらかじめ見込まれる一般会計補助金総額を資産の耐用年数に応じ均等に収益化する方法	固定資産台帳等
負担金	個別の資産ごとにひも付けを行う方法及び事業にて取得した資産の取得価額の比を基礎に按分する方法	固定資産台帳等
加入金	検討中	
受贈財産評価額	個別の資産ごとにひも付けを行う方法	固定資産台帳等
その他資本剰余金	個別の資産ごとにひも付けを行う方法	固定資産台帳等

L

補助金等の項目	ひも付けの方法	計算の基礎となる資料
国庫補助金	事業にて取得した資産の取得価額の比を基礎に按分する方法	補助実績報告書
工事負担金	事業にて取得した資産の取得価額の比を基礎に按分する方法	工事精算書
受贈財産評価額	個別の資産ごとにひも付けを行う方法	固定資産台帳
開発負担金・その他用途の不明な資本剰余金	検討中	

M

補助金等の項目	ひも付けの方法	計算の基礎となる資料
補助金 (国庫・県・一般会計)	個別の資産ごとにひも付けを行う方法(国庫補助が比較的新しい資産に繰入のため) 事業にて取得した資産の取得価額の比を基礎に按分する方法	固定資産台帳等
工事負担金	事業にて取得した資産の取得価額の比を基礎に按分する方法	固定資産台帳等

受贈資産寄附金	個別の資産ごとにひも付けを行う方法 受贈にて取得した資産の取得価額の比を基礎 に按分する方法	固定資産台帳等
---------	--	---------

N

<p>以下の方法により検討中である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助金等と償却資産との対応関係が特定できるものについては、補助金等を該当する償却資産に整理する。 2 補助金等と償却資産との対応関係が特定できないもの（対象が複数あり、把握できる金額が合計額のもの）については、該当する償却資産の資産額や数量により補助金等を按分する。 3 補助金等と償却資産との対応関係が特定できないもの（工事件名等は明らかであるが、登載時の資料が失われているもの）については、取得年度、名称、固定資産原簿に記載の工事番号等から対象の償却資産を特定し、登載金額の割合により補助金等を按分する。

O 現在検討中

資料が存在し、資産が特定できるものは個別の資産ごとにひも付けを行い、不明なものは総合償却又は取得価額の比を基礎に按分予定

(参考)

補助金等の項目	ひも付けの方法	計算の基礎となる資料
国庫県補助金	個別の資産ごとにひも付けを行う方法	補助事業実績報告書等
他会計補助金	個別の資産ごとにひも付けを行う方法	補助事業実績報告書等
その他補助金	個別の資産ごとにひも付けを行う方法	補助事業実績報告書等
工事負担金	平成 25 年度末日における貸借対照表の固定資産の取得価額を基礎に平均耐用年数で総合償却する方法	貸借対照表
受贈財産評価額	個別の資産ごとにひも付けを行う方法もしくは水道事業にて取得した資産の取得価額の比を基礎に按分する方法	決算関係資料等
保険差益	個別の資産ごとにひも付けを行う方法	決算関係資料等
その他用途の不明な資本剰余金	該当なし	

P

補助金等の項目	ひも付けの方法	計算の基礎となる資料
国庫補助金等	事業にて取得した資産の取得価額の比を基礎に按分する方法（昭和 5 2 年度以前が特定	補助事業実績報告

	できていない。)	
工事負担金	事業にて取得した資産の取得価額の比を基礎に按分する方法	決算監査資料(工事負担金の内訳)
受贈財産評価額	個別の資産ごとにひも付けを行う方法	固定資産台帳、決算監査資料(受贈財産評価額の内訳)
その他用途の不明な資本剰余金	調定年度における貸借対照表の各資産の取得価額の比を基礎に按分する方法	貸借対照表

Q

国庫補助金：事業にて取得した資産の取得価額の比を基礎に按分する方法

工事負担金：事業にて取得した資産の取得価額の比を基礎に按分する方法

受贈財産評価額：個別の資産ごとにひも付けを行う方法

R 資本剰余金として整理されている補助金等について、年度単位で整理した上で、各年度において「ひとつの資産(耐用年数は全資産の平均耐用年数とする)」をつくったと考え、その資産に各年度の補助金等の全額(非償却資産分は除く)を充てたとして整理する予定である。

ただし、補助金等の種別ごとの性格によって、各年度ごとにつくったと考える資産を複数にすることも考えている。(例えば、昭和60年の国庫補助金等については、国庫補助金で資産「昭和60年A(耐用年数40年)」、工費収入で「昭和60年B(耐用年数38年)」、その他で「昭和60年C(耐用年数32年)」と3つの資産をつくって整理する)

つまり、過去の国庫補助金等については、長期前受金の償還台帳を作成して整理していくことを考えている。

(2) 制度移行によって生じた利益剰余金について、次の ~ のいずれかの方法により対応することが想定されますが、どのように取扱う予定なのか教えてください。

移行により発生する損失（退職給付引当金の計上等）に充当した上で、なお残額がある場合には、自己資本金又は資本剰余金に組み入れる方法

移行により発生する損失（退職給付引当金の計上等）に充当した上で、なお残額がある場合には、損益勘定留保資金から控除した上で、各種積立金に処分する方法

未処分利益剰余金そのまま存置し、特に処理は行わない方法

上記 ~ 以外の方法

また、いずれかの処理を採用した場合、今後検討課題となる点についても教えてください。

【回答要旨】

移行により発生する損失（退職給付引当金の計上等）に充当した上で、なお残額がある場合には、自己資本金又は資本剰余金に組み入れる方法を予定又は検討している事業体が多数であったが、その中の全ての事業体が資本剰余金ではなく自己資本金に組み入れる方法であった。

これは、多くの事業体が、制度移行によって生じた利益剰余金が資金の裏付けのあるものではないこと、また、これまで受領してきた補助金等によって取得した資産が、将来の事業運営にとって極めて重要なものであることから、自己資本として維持拘束すべきものと判断している結果であると思われる。

しかし、自己資本金に組み入れるには、議会の議決を要することから、議会に対しどのように説明すれば容易に理解を得ることができるかを今後の検討課題にしている事業体は多い。

また、上記自己資本金に組み入れる方法のほか、当該移行処理により発生する利益剰余金は、資金の裏付けがないとしても損益計算上生じる欠損補てんには充当可能であることから、未処分利益剰余金又は利益積立金とし、今後の欠損補てんに充当するとしている事業体もあった。

【各事業体回答内容】

A 移行により発生する損失（退職給付引当金の計上等）に充当する。

なお、残額の処理方法については検討中である。

B 制度移行により生じる利益剰余金については、自己資本金に組み入れる予定である。

なお、この場合の検討課題としては、自己資本金に組み入れる理由について、議会への説明が困難になると想定される。

C の処理を採用する予定である。

なお、この場合の検討課題としては、未処分利益剰余金の額が増大するため、議会から料金値下げ等の要求があったときの対応が必要なことである。

D の処理をすることを含めて検討中である。その際には、当該利益剰余金が既に固定資産に、再投資されており、現金見合いの資産がないこと、また、水道事業の安定的資産維持を図るためにも自己資本への組入が適切ではないかと考えられることを、議会に説明し、理解を得ることが課題である。

E 退職給付引当金の計上不足額について、一括処理を行うのか、分割計上を行うのか検討中であり、現時点ではどういった処理になるか決定していない。

また、制度移行の際に発生した利益剰余金については、建設改良費の財源として既に充当していることから、自己資本金に組み入れるのが適切であると考えているが、現時点では決定していない。いずれの場合にも対外的な説明が不可欠である。

F 又は として検討中

いずれにしても、改築更新事業等を含めた将来の水道事業経営を勘案する中で、外部に対しても合理的に説明のできるようにしたい。

G 又は 【移行により発生する損失（退職給与引当金の計上等）に充当した上で、残額は未処分利益のまま存置する】の方法で対応予定

なお、いずれの場合も、資本金及び内部留保資金等の考え方の整理、議会・市民への説明など検討課題であると考えている。

H の処理を検討中

資本剰余金は資本的収入として資本的支出の財源に充当済みのため、制度移行により利益剰余金に振替えても財源として使用できないため自己資本金への組み入れを考えている。ただ、財源として使用できなくても欠損金の補てんには使えると考えられるので、将来の人口減少等経営環境の著しい悪化による減損損失の計上に備え一部を利益積立金に積み立てることも検討している。

なお、資本剰余金への組み入れは考えていない。当初から補助金等について減価償却見合い分を順次収益化してきたとする制度移行利益剰余金は損益取引に該当し、それを資本取引の計上科目である資本剰余金に組み入れることは、資本取引と収益取引との区分の原則に反すると考えるからである。

また、この場合の検討課題としては、自己資本金に組み入れる巨額の制度移行利益剰余金の発生理由について、議会の理解を得ることが困難になると想定される。さらに、一般会計からの納付請求、議会・市民等から料金値下げの要求が考えられ、これらに対応することが困難になると想定される。

I 移行により発生する損失（退職給付引当金の計上等）に充当した上で、なお残額がある場合には、自己資本金に組み入れる方向で検討中

J 未定

K の処理を採用する予定である。

なお、検討課題としては、自己資本金に組み入れる理由等について、議会の理解を得ることが困難になると想定される。

L の処理を採用する予定である。

検討課題としては、自己資本金に組み入れることについて、議会の理解を得るために十分な説明が

必要と考えている。

M の処理を採用する予定である。

本市においては、平成19年度における供給体系の再編事業（受水開始）により、供用廃止となった旧浄水場等について、今後も利用の予定がないため、減損処理の対象となることが考えられる。その際の損失に充当したい。

N の処理を採用する予定である。

なお、この場合の検討課題としては、自己資本金に組み入れる理由について、議会等への説明を行うことである。

O 現在検討中

P 又は の処理を採用する予定である。

なお、 の場合の検討課題としては、自己資本金に組み入れる理由について、議会の理解を得ることが困難になると想定される。

また、収益的支出の増大に対応するため、 の処理も検討しているが、この場合の検討課題としては、未処分利益剰余金の額が増大するため、議会の理解を得ることが困難になると想定される。

Q 該当なし（制度移行により、利益剰余金は発生しない。）

R 制度移行によって生じた利益剰余金については、自己資本金への組み入れを予定している。

(3) 制度移行後に生ずる長期前受金戻入(非現金収益)について、今後どのように取扱う予定なのか教えてください。

【回答要旨】

新会計基準適用後においても、補助金等により取得した固定資産があれば、当該固定資産の減価償却に伴って、非現金収益である長期前受金戻入が生じる。本設問は、この取扱いについて各事業体がどのように考え、処理を行っていく予定なのかを問うたものであった。

ここでも問1(2)と同様、自己資本金への組み入れを考えている事業体は多い結果となった。

また、上記処理のほか、長期前受金戻入相当額を損益勘定留保資金から控除し、特定目的の積立金として積み立てるという回答もあった。

【各事業体回答内容】

A 検討中

B 問1(2)における回答方法に準じた処理を行う予定である。

C 長期前受金戻入によって増加する利益については、何らかの説明が必要と考えており、今後、その方法について検討していく予定

D 予算編成時から収益的収支の長期前受金戻入益分の利益を予定処分し、資本的収支の財源として充当することも選択肢の一つとして考えている。

E 制度移行の際に生じる利益剰余金と同様に、建設改良費の財源として充当することから、自己資本金に組み入れるべきと考えるが、対外的な説明が不可欠である。

F 条例化により、問1(2)における の方法に準じて取り扱う予定

G 損益勘定留保資金から長期前受金戻入(非現金収益)を減額する方法など取扱いを検討中

H 補助金等により取得した償却資産の減価償却費の財源に充当する。

I 移行により発生する損失(退職給付引当金の計上等)に充当した上で、なお残額がある場合には、自己資本金に組み入れる方向で検討中

J 未定

K 問1(2)における の方法に準じた処理を行うが、みなし償却を行っていないため、純利益が長期前受金戻入分増加することが想定され、利用者や議会への非現金収益である旨を説明し、理解を得

ていくことに困難があると想定される。

L 長期前受金戻入（非現金収益）については、制度移行によって生じた利益剰余金と同様に自己資本金への組み入れを行う予定である。

M 問1（2）における の方法に準じた処理を行う。残額は自己資本に組み入れ。

N 又は の処理を採用する予定である。

どちらを選択するかについての検討課題としては、 は自己資本金に組み入れる理由の構築が必要であること、 は貸借対照表上の積立金に振り替わるため、積立金額が増大すること、また、移行処理との対応が異なることがある。

なお、当該事項における条例化による対応は予定していない。

O 現在検討中

P 問1（2）における 又は の方法に準じた処理を行うが、 の方法に準じた処理については議決による対応を予定している。

Q 現在、検討中

R 建設改良積立金等の各種積立金への積立て・取り崩しの過程を経て資本的収支における不足額の補填財源とする予定である。

2 引当金の計上義務付けについて

この度の改正では、退職給付引当金を始めとする引当金の要件に該当するものについて、引当金の計上が義務付けられました。

(1) 退職給付引当金について

平成23年度における会計基準変更時差異の発生見込額及び今後の引当方法（一括計上、平均残余勤務年数 年等）について教えてください。

また、退職手当組合に加入している場合や一般会計との負担区分を決めている場合には、水道事業会計の負担すべき内容及び計算方法を教えてください。

【回答要旨】

18事業体中、一括計上を予定しているのは6事業体、平均残余勤務年数で分割計上を予定しているのが8事業体であった。

会計基準変更時差異（未認識退職給付債務額 - 退職給与引当金）が数十億円～数百億円と多額にもかかわらず、一括計上を予定している事業体が意外に多いのは、補助金等により取得した固定資産の償却制度の変更での移行処理で生じた利益剰余金の影響が大きいものと思われる。

次に、人事交流職員に係る一般会計との負担区分の調整については、「調整中」としている事業体が多いものの、概ね「退職時に当該職員が在籍していた会計にて全額負担」の方向で検討されている状況となっている。また、退職手当組合に加入している事業体はないという結果であった。

【各事業体回答内容】

A 会計基準変更時差異発生見込額 0円

退職手当は管理者分のみを負担しており、引当不足額は発生しない見込みである。

本市においては、公営企業採用の職員がおらず、管理者以外の職員については退職時において一般会計部局に異動し一般会計が負担する取り扱いとしているため、退職手当に係る引当金は管理者分のみとする予定である。

B 会計基準変更時差異発生見込額 1,352,000千円

平均残余勤務年数が15年を超える見込みのため、15年で分割して費用計上

本市においては、一般会計との人事交流がある職員の退職手当額について、支払時に在籍期間に応じて負担額を計算している。

一方、制度移行後の退職給付債務の計算方法としては、期末において水道事業会計に在籍する全職員の期末要支給額とし、この時点で一般会計在籍の水道会計経験者分は特に考慮せず、当該退職給付債務に含めて計算する予定である。

C 会計基準変更時差異発生見込額 18,843,706千円

一括計上の予定

- D 会計基準変更時差異発生見込額 6,318,638 千円
一括計上による引当を検討中である。
一般会計との負担区分については、現在、他の公営企業も含めて検討中である。
- E 会計基準変更時差異発生見込額 7,914 千円
一括計上を行うか、分割計上を行うかについては、現在、検討中である。
現在のところ、負担区分の取扱いについて協議できていない。
- F 会計基準変更時差異発生見込額 1,478,173 千円
引当てに際しては、一括計上を考えている。
本市の全職員のうち、人事交流等により水道事業会計に在職していた者が一般会計等他会計と
在職期間割合に基づき負担する。
なお、計算については、簡便法によるものとして全職員の人事情報を把握する職員課（一般部局）
にて計算を行う。
- G 会計基準変更時差異発生見込額 6,700,000 千円
引当方法については、制度移行によって生じた利益剰余金を引当に伴う損失に充てることとしている。
一般会計との負担区分については、今後、市長事務部局と協議・調整を行うこととしている。
- H 会計基準変更時差異発生見込額 2,173,137 千円
平均残余勤務年数 15 年に分割して費用計上
- I 会計基準変更時差異発生見込額 3,542,410 千円
平成 26 年度に一括計上する方向で検討中（簡便法）
・退職手当組合への加入はなし。
・従来、退職時に在籍する職員分を全額負担している。
- J 会計基準変更時差異発生見込額 3,672,701 千円（水道事業のみ）
未定（平均残余勤務年数 14 年で分割計上する方向で検討中）
退職手当組合には加入していない。また、一般会計の負担はない。
- K 会計基準変更時差異発生見込額 0 円
平成 23 年度決算において固定負債の退職給与引当金が期末要支給額に達したため、平成 26 年度
に移行時において計上不足額は見込まれていない。
本市においては、一般会計との人事異動があるが、退職手当については、水道事業会計で退職した
職員については全額水道事業会計で負担するとの取扱方針が昭和 42 年に定められているため、年度
末に水道事業会計に在籍する全職員について、期末要支給額を算出している。

- L 会計基準変更時差異発生見込額 4,094,012 千円
平均残余勤務年数 14 年に分割して費用計上
本市では、退職時在籍の会計で退職金を支給することで、検討している。
- M 会計基準変更時差異発生見込額 1,451,036 千円
平均残余勤務年数に分割して費用計上
本市においては、一般会計との人事交流がある職員について、在籍期間に応じて負担区分を定めていない。市長部局と協議予定
- N 会計基準変更時差異発生見込額 7,700,000 千円
移行年度（平成 26 年度）に一括計上することで検討中
従前から、退職時には局において退職手当を支払っており、一般会計との負担は行っていない。
現時点で、一般会計を所管する財政当局からは、制度改正後も従前と同様、一般会計等との人事交流がある場合についても、各会計間で在職期間に応じて退職手当を負担することは行わないこととすることで検討していると聞いている。
- O 会計基準変更時差異発生見込額 17,633,690 千円
今後の引当方法については現在検討中
現在は水道事業退職職員については全て水道事業会計で負担しているが、今後の一般会計との負担区分については、水道局内で検討中であり、当局の方針が決まり次第、財政担当局と調整を行う予定である。
- P 会計基準変更時差異発生見込額 1,624,370 千円
一括計上又は平均残余勤務年数 14 年に分割して費用計上を検討中である。
本市においては、一般会計との人事交流がある職員について、退職時の在籍会計が全額負担している。
今後の負担区分については、一般会計人事担当と調整中であるが、水道事業会計と下水道事業会計の区分も検討課題となるため、現行の計算方法にならざるを得ないと考えている。
- Q 会計基準変更時差異発生見込額 4,500,000 千円（概算）
会計基準変更時差異の発生見込額については、平均残余勤務年数 15 年に分割して費用計上
退職手当組合及び一般会計との負担区分については該当なし。
- R 会計基準変更時差異発生見込額 4,000,000 千円
平均残余勤務年数の範囲内（ただし、最大 15 年）で分割計上を行う予定
退職手当組合及び一般会計との負担区分については該当なし。

(2) 貸倒引当金について

債権を区分するための基準及び計算方法について教えてください。

【回答要旨】

退職給付引当金以外の引当金は、地方公営企業法施行令、同法施行規則、及び地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針においても明確な規定が存在しないためか、貸倒引当金を計上するための債権区分等について検討段階である事業者が多数であった。

しかし、検討中といえどもベースとしているのは民間企業会計で適用されている「金融商品に関する実務指針」による債権区分や計算方法のようであり、概ね次のような内容である。

債権区分	対象となる債権	計算方法
一般債権	正常な徴収サイクルにある未収金、貸付金等の金銭債権	過去の不納欠損率をもとに貸倒実績率を算出する方法
貸倒懸念債権	一定期間の支払遅延等の事由により、債務の弁済に重大な問題が生じている債権 (例)給水停止を行ってもなお納入のない債権	財務内容評価法を採用 貸倒引当金 = (債権額 - 担保処分見込額) × 貸倒設定率(原則50%)
破産更生債権等	時効完成後の債権、破産法・会社更生法・民事再生法等の法的手続きを開始した債務者に対する債権、手形交換所の取引停止処分を受けた債務者に対する債権等	貸倒引当金 = 債権額 - 担保処分見込額

【各事業者回答内容】

A 検討中

B

債権区分	対象となる債権	計算方法
一般債権	正常な徴収サイクルにある未収金の金銭債権	過去3年間の不納欠損率を参考に貸倒実績率を算出する方法

その他破産更生債権等については、貸倒引当金の対象とするか、今後検討する。

- C 一般債権 …… 過去の不納欠損率を参考に、債権種別ごとに貸倒実績率を算出する方法
貸倒懸念債権 …… 検討中
破産更正債権等 …… 検討中

D

債権区分	対象となる債権	計算方法
一般債権	延滞6カ月以内の債権 (正常な徴収サイクルにある未収金、貸付金等の金銭債権)	債権額 × 貸倒実績率
貸倒懸念債権	延滞6カ月超経過した債権 (給水停止を行ってもなお納入のない債権)	貸倒引当金 = (債権額 - 担保処分見込額) × 貸倒設定率(原則50%)
破産更生債権等	法的事実(時効, 破産等)が生じた債権	貸倒引当金 = 債権額 - 担保処分見込額及び保証による回収見込額

上記で検討中である。

E 仮試算は、全て一般債権扱いとし、不納欠損対象未収金の年度末残高に、直近3カ年の不納欠損率を乗じて算出した。

債権区分については、他都市の処理方法も勘案しながら検討していきたい。

F 検討中

G 同種・同類債権ごとに、過去の貸倒実績率により引当金を算定する方向で検討中

H 3年間の不納欠損率の平均を用いて計算する方法

I 現在、検討中(シミュレーションでは一般債権(不納欠損額)のみを仮定)

J 債権の区分については、現在検討中

重要性が低ければ、過去の貸倒実績(不納欠損率)を使用し、簡便法で計上する予定

K

債権区分	対象となる債権	計算方法
一般債権	正常な徴収サイクルにある未収金、貸付金等の金銭債権	過去の不納欠損率を参考に、債権種別ごとに貸倒実績率を算出する方法を予定
貸倒懸念債権	検討中	検討中
破産更生債権等	検討中	貸倒引当金 = 債権額 - 担保処分見込額を予定

L

債権区分	対象となる債権	計算方法
一般債権	正常な徴収サイクルにある未収金等の金融債権	過去の不納欠損率を参考に債権種別ごとに貸倒実績率を算出する方法
貸倒懸念債権	検討中	検討中
破産更生債権等	時効完成後の債権、破産法・会社更生法・民事再生法等の法的手続きを開始した債務者に対する債権、手形交換所の取引停止処分を受けた債務者に対する債権等	貸倒引当金 = 債権額 - 担保処分見込額

M

債権区分	対象となる債権	計算方法
一般債権	正常な徴収サイクルにある未収金、貸付金等の金銭債権	過去の不納欠損率を参考に、債権種別ごとに貸倒実績率を算出する方法
貸倒懸念債権	給水停止を行ってもなお納入のない債権(最初の請求日から概ね3カ月経過後)、履行延期の特約を締結した債務者に対する債権等	検討中
破産更生債権等	時効完成後の債権、破産法・会社更生法・民事再生法等の法的手続きを開始した債務者に対する債権、手形交換所の取引停止処分を受けた債務者に対する債権等	検討中

N

債権区分	対象となる債権	計算方法
一般債権	未収金全科目 (貸付金は不納欠損実績がないため対象外)	過去の不納欠損率を参考に、未収金全科目一括で貸倒実績率を算出する方法
貸倒懸念債権	未収金としての調定から1又は2会計年度経過した債権を対象とすることで検討中	財務内容評価法を採用 貸倒引当金 = (債権額 - 担保処分見込額) × 貸倒設定率(原則50%)
破産更生債権等	時効完成後の未収給水収益、破産法・会社更生法・民事再生法等の法的手続きを開始した債務者に対する債権、手形交換所の取引停止処分を受けた債務者に対する債権等を想定して検討中	貸倒引当金 = 債権額 - 担保処分見込額

○ 民間に適用されている「金融商品に関する実務指針」(参考)に基づく債権区分で現在検討中(参考)

債権区分	対象となる債権	計算方法
一般債権	正常な徴収サイクルにある未収金、貸付金等の金銭債権	過去の不納欠損率を参考に、債権種別ごとに貸倒実績率を算出する方法
貸倒懸念債権	給水停止を行ってもなお納入の無い債権(最初の請求日から概ね3ヶ月経過後)、履行延期の特約を締結した債務者に対する債権等	財務内容評価法を採用 貸倒引当金 = (債権額 - 担保処分見込額) × 貸倒設定率(原則50%)
破産更生債権等	時効完成後の債権、破産法・会社更生法・民事再生法等の法的手続きを開始した債務者に対する債権、手形交換所の取引停止処分を受けた債務者に対する債権等	貸倒引当金 = 債権額 - 担保処分見込額

P 債権管理のあり方を含めて検討中である。

Q 該当なし

R 未定

3 減損会計の導入について

この度の改正では、固定資産の収益性が予想よりも低下したような場合、資産の帳簿価額を実際の価値まで減額させることとなりました。

減損の対象となる見込がある資産の内容及び今後の対応について教えてください。

【回答要旨】

水道事業において減損の対象となるものがあるとすれば、遊休資産を対象に考えている事業体が多数であった。

【各事業体回答内容】

A 検討中

B 本市においては、現在のところ、減損の対象となる資産はない。

C 検討中

D 遊休地について検討を進めていく必要がある。

E 水道事業・工業用水道事業については、民間の製造会社と異なり、安定的に供給する必要があることから、収益性がないことを理由に減損処理を行うことは適切でないとする。

したがって、減損対象としては、供用廃止した資産と土地が対象になると考える。ただし、土地については、有休資産のみを対象にするのか事業用地も含めた全ての土地を対象にするのか検討が必要である。

F 水道事業の資産グループから別にグルーピングされることから、遊休資産が対象になるものと考えている。

G 減損処理の対象として、市町村合併に伴う施設の統廃合により廃止した施設を想定している。当該遊休施設の構築物等は、減損処理することとしており、約3億円と試算している。

なお、現在、用地の評価方法について検討中である。

H 現在のところ対象になる資産はないと考えている。

I 対象資産：遊休資産（土地）

今後の対応：グループ化し、売却不能の土地については減損を検討

J 未定（現在、対象となる資産を抽出中）

- K 現状では減損の対象となる資産は見込まれていない。
なお、遊休資産については、民間の企業会計では重要性の乏しいものについては他の資産グループに含めることが認められており、地方公営企業会計においても同様の扱いが可能か総務省に質問をしているところである。
- L 減損の対象となる見込みがある資産について検証していく予定である。
- M 本市においては、平成19年度における供給体系の再編事業（受水開始）により、供用廃止となった旧浄水場等について、今後も利用の予定がないため、減損処理の対象となることが考えられる。
対象の金額は試算中
- N 水道事業及び工業用水道事業について、遊休資産として区分される未利用地がある場合、個別資産ごとに減損の対象となるが、現時点では、対象資産を選別中である。
- O 現在減損の対象となる見込みがある資産はないが、今後対象となる資産が発生した場合に備え、減損処理に伴う作業方法についての具体的な検討を行う予定である。
- P 地方公営企業職員は、減損会計の実務経験がないことが課題である。実務経験職員を招いて会計規程の定め方を含めた講習会開催をお願いしたい。（リース取引も同様）
- Q 現段階において、減損対象となる見込みがある（＝減損損失を計上する可能性のある）固定資産は存在しない。
減損の兆候の判定、減損損失の認識の判定、減損損失の測定の各作業における資料作成についてマニュアルを作成する。
- R 現在、遊休状態となっている資産の該当がないため、現段階では検討を行っていない。

4 組入資本金制度の廃止について

この改正に伴い、減債積立金、建設改良積立金等を使用した場合は、当該取り崩した額について、自己資本金ではなく「未処分利益剰余金」に振り替えられることとなりました。

この振替後の「未処分利益剰余金」をどのように取り扱う予定か教えてください。

【回答要旨】

組入資本制度の廃止に伴い振り替えられる未処分利益剰余金についても、資金の裏付けのないものであることから、補助金等により取得した固定資産の償却制度の変更における移行処理で生じた利益剰余金と同様に、議会の議決を経た上で自己資本金に組み入れることを検討している事業者が多数であった。

【各事業者回答内容】

A 検討中

B 振替後の未処分利益剰余金については、資金の実態を伴わないことから、使用後は即時に自己資本金に組み入れる予定である。

なお、この場合の対応として条例を制定するか、議会の議決とするかは、今後検討する。

C この振替後の未処分利益剰余金については、補てん財源として使用できないものであるため、何らかの区分が必要と考えており、その方法等について、今後、検討していく予定

D 現在検討中である。

E 用途を更新財源として積立て、取り崩しを行うことから、従来制度と同様に自己資本金に組み入れるべきであると考え、今後の投資規模を勘案して考慮することが必要である。

いずれにせよ、対外的な説明が不可欠である。

F 検討中ではあるが、条例制定により現行制度と同様に自己資本金に組み入れる方法を考えている。

なお、条例制定をする場合は平成25年度の予定

G 振替後の未処分利益剰余金は、見合いの現金が存在しないため、自己資本金に組み入れる、未処分利益剰余金のまま管理する、のいずれかの方向で、移行時に発生する利益剰余金の取り扱いと合わせ検討中である。

H 振替後の未処分利益剰余金については、資金の実態を伴わないことから、使用後は、条例に基づき、即時自己資本金に組み入れることを検討している。

なお、上記条例は、現在は制定されていないことから、平成25年度中に議会に上程する予定

- I 移行により発生する損失(退職給付引当金の計上等)に充当した上で、なお残額がある場合には、自己資本金に組み入れる方向で検討中
- J 未定
- K 振替後の未処分利益剰余金については、資金の実態を伴わないことから、使用後は、議会の議決を経たのち、自己資本金に組み入れる予定である。
- L 本市では、現時点では減債積立金、建設改良積立金等はないが、今後これらの積立金を使用し、振替えられた未処分利益剰余金については、議決により、自己資本金へ組み入れることを検討している。
- M 振替後の未処分利益剰余金については、資金の実態を伴わないことから、使用後は、即時自己資本金に組み入れる予定である。
なお、条例等は、現在は制定されていないことから、条例か議決か検討中
- N 振替後の未処分利益剰余金については、資金の実態を伴わないことから、使用後は、剰余金の処分案を議会に付議し、自己資本金に組み入れる予定である。
- O 建設改良や企業債の償還等の財源として活用した積立金は補てん財源として使用済みであることから、適当な時期に議決により自己資本金に振り替えることを検討している。
- P 振替後の未処分利益剰余金については、資金の実態を伴わないことから、使用後は、議決により、即時自己資本金に組み入れる予定である。
- Q 現在、減債積立金、建設改良積立金を計上していないため、検討は未着手
今秋より、利益剰余金の処分方針(1 方法:議会議決 or 条例制定、2 内容)と合わせて検討を行う予定
- R 制度改正以前と同様に、自己資本金への組み入れを予定している。

5 システム改修について

この度の改正に伴い、財務会計システム、固定資産管理システムなど対応が必要となるシステムについて伺います。

- (1) 対応が必要となるシステムの範囲と対応方法（改修・新規購入等）を教えてください。
- (2) 対応スケジュール（年 月契約、年 月稼働等）及び課題（知識を持った職員の不足、委託仕様書の作成等）などがあればその内容を教えてください。

【回答要旨】

ほとんどの事業体が、固定資産管理を含めた現行の財務会計システムの改修による対応を予定している。スケジュールに関しては、平成24年度中に契約を締結する予定の事業体も多く、平成25年度上半期中に稼働予定としている事業体がほとんどである。

また、固定資産管理システム、予算管理システム等、早期対応が必要なシステムについては、他のシステムとは別に早期に稼働させる予定の事業体もあった。

【各事業体回答内容】

- A (1) 企業会計システム（固定資産・貯蔵品も当システムで管理）について改修予定
パッケージメーカーにて無償対応
(2) 平成25年7月稼働予定
- B (1) 財務会計システム（固定資産管理含む）について改修予定。
(2) 平成25年5月契約、平成25年10月一部稼働予定
課題としては、委託仕様書において、具体的な改修項目や改修方法の作成に時間を要している。
- C (1) 財務会計システム（固定資産管理システム含む）再構築
(2) 平成24年8月契約、平成26年4月稼働予定（平成25年10月一部稼働予定）
- D (1) 固定資産管理・リース会計への対応を改修で行う予定
(2) 平成24年10月契約、平成25年3月末改修完了を目標として進める予定
- E (1) 財務会計システムについて改修予定（固定資産台帳の改修含む。）
(2) 契約予定は、平成24年10月予定。平成26年度予算編成を行う平成25年8～9月までに稼働予定
課題は、改修により、実務者の負担が増えないかどうか、研修を含め、スムーズに移行できるかどうかと考える。
また、改修後の運用においては、今まで以上に広範な業務に精通した職員の配置が求められることが予測されるが、その人材育成についても大きな課題と考えられる。

F (1) 『長期前受金』、『減損会計』、『リース会計』及び『セグメント情報の開示』等により、固定資産管理システムへの影響が大きいものと考えている。

本市の会計システムは、パッケージ（一部カスタマイズ）のシステムを採用していることからシステム改修に際しては概ねベンダーでの対応となる。

(2) 対応スケジュール】平成25年4月契約、平成25年10月稼働予定

【課題】ベンダーによるバージョンアップ対応を図るものと、カスタマイズ対応となる部分の境界についての協議

G (1) 固定資産管理システム及び財務会計システムについて改修

(2) 固定資産管理システムは、平成27年2月、財務会計システムは平成25年11月をめどに自主改修する予定である。

課題として、昭和54年度に直営で開発した固定資産管理システムは、職員がプログラムの全内容を把握していないため、制度改正全てに対応した改修が困難である。そのため未対応の部分については、当面エクセル等で管理し、システムの代替時期である平成28年度末までに制度改正に対応した新システムを開発することとしている。

H (1) 財務会計システム及び固定資産管理システムについて改修予定

(2) 財務会計システム

できるだけ早期に財務会計システムの改良に着手する必要があると考え、現システムの開発業者と協議中である。可能ならば平成24年度に契約し、年度内にシステム改良を完了したいと考えている。本稼働前のテスト期間等も考慮すると、最低でも平成24年度中に予算系のシステム改良、平成25年6月までには執行系のシステム改良を完了したいと考えている。

固定資産管理システム

平成24年9月頃契約、平成25年3月までにシステム改良を完了したいと考えている。

課題としては、国の説明で曖昧なところがあり日本水道協会説明資料、地方財務等の書籍を参考にシステムの改良を検討しているため時間がかかっている。また、システム改良が完了した後、国が新たな見解を示すことがあるのではと危惧している。

I (1) 財務会計システム（固定資産管理システムを含む）を改修

(2) スケジュール（予定）

- ・平成24年9月契約
- ・平成25年9月一部稼働（予算編成に対応）
- ・平成26年4月本稼働

J (1) 財務会計システム及び固定資産管理システムについて改修予定

(2) 平成24年11月契約、平成25年9月稼働予定

K (1) 財務会計システム及び固定資産管理システムについて改修予定

(2) 平成24年度下半期(詳細未定)、平成25年8月稼働予定

課題としては、システム業者の新制度に対応したパッケージの完成が遅れており、本市水道事業会計用のカスタマイズ作業が時間的にタイトになる見込みとなっていることである。

L (1) 財務会計システム、固定資産管理システムを改修予定

(2) システム業者が、通常の保守の範囲内で対応するため、改修に向けた契約は締結しない。

データ移行のための契約を平成25年4月に予定している。

稼働は平成25年7月を予定している。

M (1) 企業会計システム及び固定資産管理システムについて改修予定

(2) 平成25年6月契約、平成25年6月稼働予定

課題としては、知識不足があるため委託仕様書の具体的な文言の記載に時間をとられているところがある。

N (1) 財務会計システム及び固定資産管理システムについて改修予定

(制度改正対応の検討結果によっては、料金徴収システムも改修対象となる。)

(2) 今年度から改修に着手し、予算系システムについては平成25年夏までに改修、執行系システムについては、平成26年3月までに改修を終える予定

課題としては、会計基準の見直しについての個別課題について、総務省や庁内の見解がなかなか得られず、対応方針を確定しきれないことである。

O (1) 財務会計システム及びそのサブシステムである固定資産サブシステムについて改修予定

(2) 平成23年度 制度移行による財務会計システム及び固定資産サブシステムへの影響調査

平成24年度 固定資産サブシステム改修についての概要設計及びシステム構築

平成25年度 財務会計システム改修についての概要設計及びシステム構築

8月稼働予定

P (1) 固定資産管理システムについては、改正対応版パッケージを導入予定

企業会計システムについては、勘定科目の修正といった必要最小限度の改修に留める予定

(2) 平成24年度調査委託、平成25年度改修予定

課題としては、同じシステムメーカーであるのに、水道事業体によって改修経費に差があることも想定される。各事業体のシステムメーカーをご教示いただき、情報交換をお願いしたい。

Q (1) 財務会計システム・・・現行システムの改修

固定資産管理システム・・・現行システムの改修

(2) 平成24年4月契約済 平成25年4月稼働予定

R (1) 財務会計システムについては、「公営企業の経理の手引」に準拠したパッケージングシステ

ムの導入を平成25年1月から予定しており、会計制度見直しに係る部分については、勘定科目の修正など小規模な設定変更を予定している。

固定資産管理システムについては、既存のシステムの改修を予定している。

(2)固定資産管理システムについては、平成25年10月から稼働可能な状態とする予定である。

具体的な運用時期は、対応方針が明確になった段階で調整する。

6 一般会計との負担区分調整について

この度の改正に伴い、「企業債」「退職給付引当金」などにおいて、一般会計が負担する部分については注記が必要となります。

一般会計の財政担当部局との調整等、現在の対応状況について教えてください。

【回答要旨】

一般会計との負担区分の調整については、ほとんどの事業体が現時点では調整中ではあるが、企業債のうち一般会計が将来負担する元利償還金については、総務省の繰出基準を一つの目安としている事業体が見受けられる。

【各事業体回答内容】

- A 企業債のうち一般会計が将来負担する元利償還金については、総務省繰出基準をベースに一般会計負担分を定めていく予定である。
- 退職給付の一般会計負担については、管理者以外の職員については全て一般会計で負担することを継続する予定である。
- 以上の負担区分については、水道事業会計を含めた他の公営企業と一般会計との間で協定書を平成25年度に締結する予定であるが、現在それに向け調整中である。
- B 企業債元利償還金や退職給付引当金等については、負担区分の協定等を含め、今後財政担当部局と調整する予定である。
- C 財政局及び公営関係局と表記等については、今後、調整する予定
なお、会計制度の見直しによる一般会計との負担区分の変更は予定していない。
- D 調整準備中である。
- E 本市では、退職給付金が負担区分の対象になると思われるが、現時点では、全く協議ができていない。
- F 一般会計との負担区分については、『繰出基準』をベースとした従来からの考え方を踏襲したものを明文化し、一般会計との間で文書を交わす予定（平成25年度）
「退職給付引当金」の算定及び負担の原則については、一般会計の担当課（財政課・職員課）との考え方の確認を行った（文章化はまだ）。
- G 現在、下水道局等の公営企業部門と協議・調整しており、今後、財政担当部局との調整を行う予定としている。

H 企業債のうち一般会計が将来負担する元利償還金については、いわゆる繰出基準をベースに一般会計負担分を定めていく予定である

また、退職給付に係る一般会計負担分については、一般会計と協議していこうと考えている。

以上の負担区分については、水道事業会計を含めた他の公営企業と一般会計との間で協議していく必要があるが、現在はそれに向け調整中である。

I 今後、調整予定

J 一般会計の負担は現時点ではない。

K 企業債のうち一般会計が将来負担する元利償還金及び退職給付引当金については、現在、他の公営企業や一般会計との間で調整中である。

L 企業債のうち一般会計が将来負担する元利償還金については、繰出額をもとに一般会計負担分を定めることで、検討を行っている。

退職給付引当金については、退職時在籍の会計で退職金を支給することで、検討していることから、注記の予定はない。

M 企業債のうち一般会計が将来負担する元利償還金については、いわゆる繰出基準をベースに一般会計負担分を定めていく予定である。

また、退職給付に係る一般会計負担分については、負担区分の在り方も含め検討中

N 一般会計との負担区分調整については、財政担当部局にて検討中である。

O 「企業債」及び「退職給付引当金」に係る一般会計との負担区分は、現在そのあり方について水道局内で検討中であり、当局の方針が決まり次第、財政担当局と調整を行う予定である。

P 本市は、企業債のうち、一般会計が将来負担する元利償還金がない。

また、退職給付に係る一般会計負担分については、調整中である。

以上の負担区分については、水道事業会計を含めた他の公営企業と一般会計との間で統一を図る予定であるが、現在はそれに向け調整中である。

Q 企業債のうち一般会計が将来負担する元利償還金については、各構成団体と「一般会計からの繰出しの実施に関する協定書」（平成3年5月28日）及び「一般会計からの繰出しの実施に関する覚書」（平成3年5月28日）を締結し、平成31年度までの負担額を決定済である。

R ダム等水源施設の開発に要する独立行政法人水資源機構に対する負担金の一部について、一般会計より繰出を受けているが、平成25年度において一般会計の財政状況や繰出基準に照らし合わせ、注

記すべき負担額を決定させる必要があると認識している。現段階においては調整の場は設けていないが、今後、他企業局とも連携しながら調整を行う予定である。

2 「地方公営企業会計制度等の見直しに関する研修会」実施状況及びアンケート結果

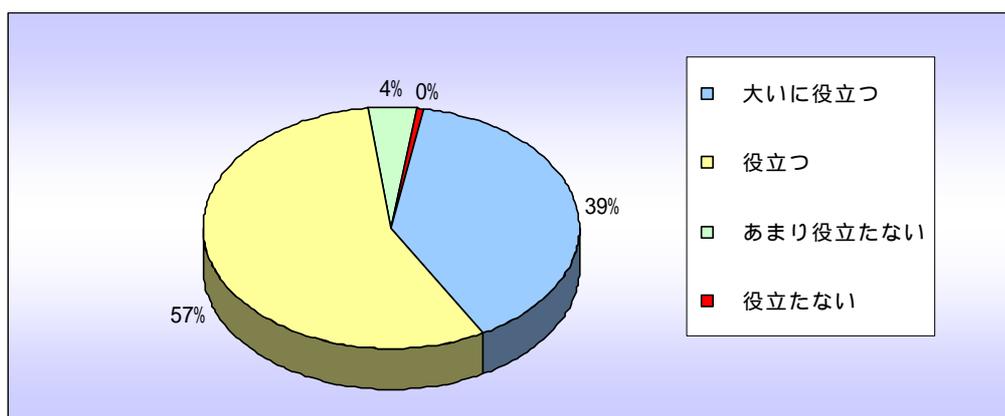
(1) 研修会実施状況

開催日	会場	参加者数	アンケート	
			回答者数	回収率
7月24日(火)	関西会場(第1回) (大阪市)	100名	64名	64.0%
7月25日(水)	関西会場(第2回) (大阪市)	100名	72名	72.0%
7月27日(金)	中部会場 (名古屋市)	129名	94名	72.9%
7月30日(月)	中国四国会場 (広島市)	112名	73名	65.2%
7月31日(火)	東北会場 (仙台市)	101名	78名	77.2%
8月1日(水)	北海道会場 (札幌市)	39名	29名	74.4%
8月3日(金)	関東会場(第1回) (東京都)	165名	103名	62.4%
8月3日(金)	九州会場 (福岡市)	157名	101名	64.3%
8月6日(月)	関東会場(第2回) (東京都)	117名	85名	72.6%
合計		1,020名	699名	68.5%

(2) 研修会アンケート結果

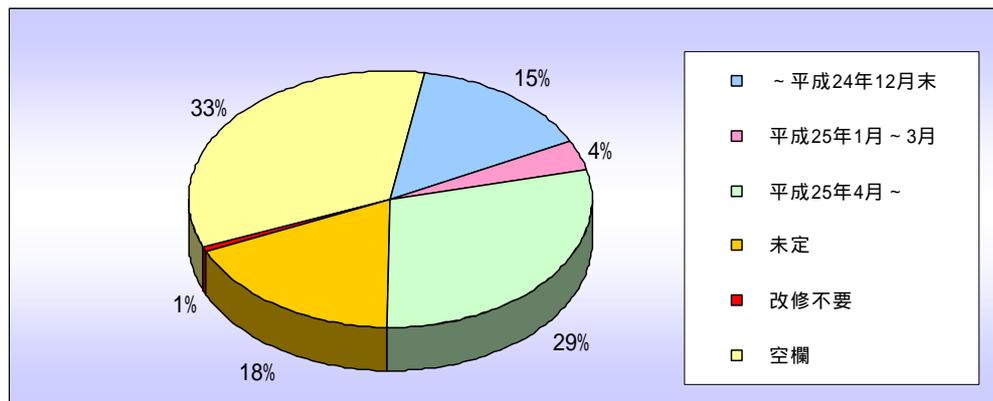
Q1. 当研修会は、今後の新制度への移行に関する事務に役立つものでしたか。

回答者数：699名



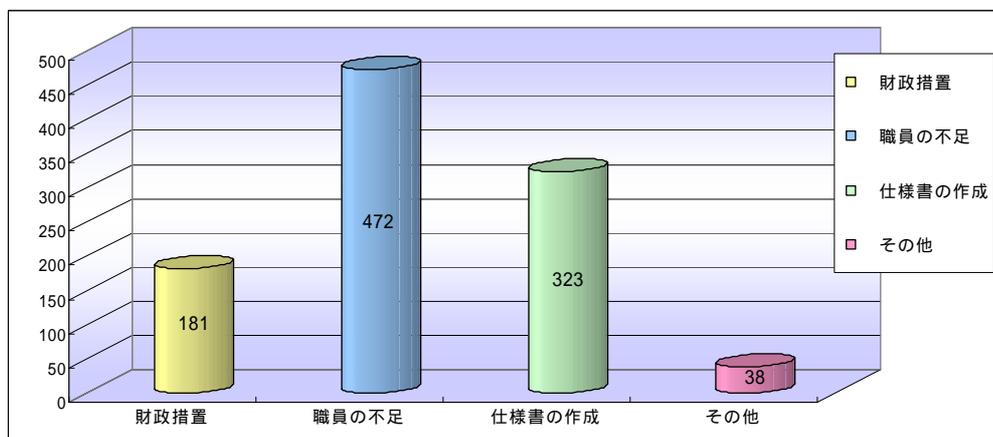
Q 2 . システム改修(構築)のスケジュールについてご記入ください。

回答者数 : 699 名



Q 3 . システム改修等において、課題と考えられるものを次の中から選んでください。(複数回答可)

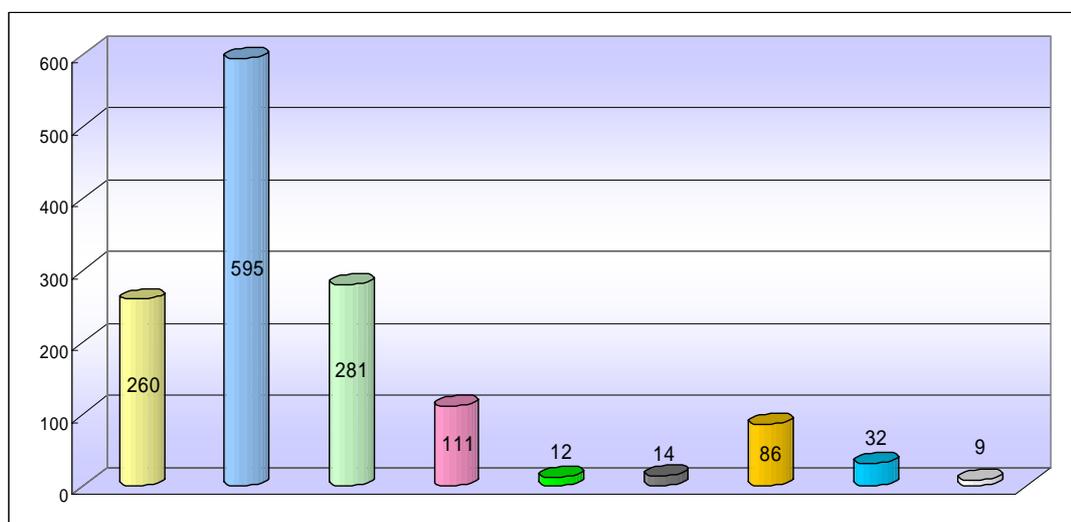
回答者数 : 699 名 (延べ回答者数 : 1,014 名)



Q 4 . 貴事業体の財務諸表に与える影響が、特に大きいと考えられる項目を次の中から選んでください。

(複数回答可)

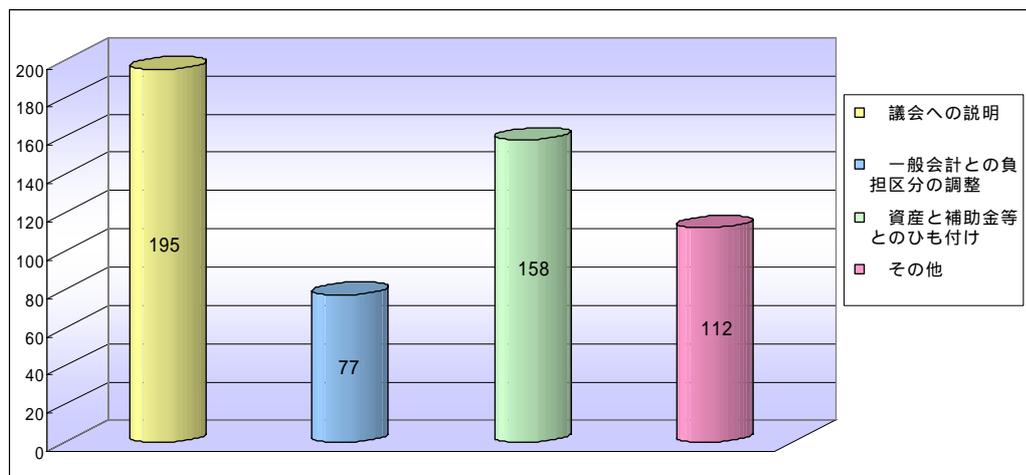
回答者数 : 699 名 (延べ回答者数 : 1,400 名)



- 借入資本金
- 補助金等
- 退職給付引当金
- その他引当金
- 繰延勘定
- たな卸資産
- 減損会計
- リース会計
- その他

Q 5 . Q 4 で選択した項目について、今後の事務においてどのような課題が考えられますか。

回答者数：699 名（延べ回答者数：542 名 白紙回答はカウントしていない。）



その他の内訳としては、

- ・首長、上司、市民、監査委員への説明
- ・システム改修
- ・引当金の算定方法
- ・移行作業時間の不足
- ・移行作業体制の検討 などであった。

Q 6 . その他ご意見、ご感想等がありましたらご記入下さい。

【意見・感想概要】

- ・より具体化、さらに踏み込んだ内容の研修会を開催してほしい。
- ・研修会をもっと数多く、随時開催してほしい。
- ・県単位、地方支部単位で研修会を開催してほしい。
- ・会計制度見直しの項目ごとに区分けした研修会を開催してほしい。
- ・会計制度見直しに関する相談窓口の設置をしてほしい。
- ・手引書、システム改修共通仕様書、会計規程改正案、議会等説明用の想定問答集など作成してほしい。
- ・制度見直しに関する各事業体の方針や対応、先進地情報等を会員あて周知してほしい。
- ・各事業体からのQ & Aを協会ホームページ等で公開してほしい。
- ・新会計制度での料金算定方法について示してほしい。
- ・中小規模事業体に向けたきめ細かい対応をしてほしい。
- ・少人数でのケーススタディや事業規模等でグループ分けをして具体的な説明を行ってほしい。
- ・せめて近隣同規模団体との意見交換ができるよう配席表を配布してほしい。
- ・講師によって重要性の考え方が異なるので戸惑うことが多い。
- ・初任者の場合、会計制度そのものの理解が十分ではないため、移行処理の説明といっても難しすぎる。